

新会員のご紹介(入会申込み順・敬称略)

ご入会ありがとうございました

事業所名	住 所	電話番号	業 種	部会名
ルート1010	松原市天美東7-3-5	080-8328-2658	飲食業(定食)	商業サービス業部会
佐藤工業	松原市立部2-215-12	072-350-8001	機械メンテナンス・配管(ガス)等	工業部会
生まぐろ居酒屋 誠	松原市阿保1-2-40	072-336-4646	飲食店	商業サービス業部会
泉工業	松原市阿保7-13-21-105	090-3763-9385	建設業(板金)	建設部会
株式会社環境サービス	松原市天美東7-6-7	072-331-3957	産業廃棄物収集運搬業	商業サービス業部会

お知らせ

パワーハラスメント対策が
事業主の義務となります!

令和元年
6月5日
時点

～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正
ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化
～労働施策総合推進法の改正～

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。※改正法は令和元年6月5日に公布。

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります(適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります)。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。
- ※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
 - ③ 就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)
- ※適正な範囲の業務指示や指導については(パワハラに当たりません)

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容(現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討)
- ▶事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ▶苦情などに対する相談体制の整備
- ▶被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

改正
ポイント2

セクシュアルハラスメント等
防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化*されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))
※セクハラ等は行っていないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利な取扱いを行うことが禁止されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます
※あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大*されます
※セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

お問い合わせ | 大阪府労働局 雇用環境・均等部(室)
TEL.06-6941-8940 受付時間:8:30～17:15 ※土・日・祝日を除く

お知らせ

消費税確定申告書を作成するためには、
「区分経理」が必要です。

令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年10月1日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への記載事項	・課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

税率区分

適用時期	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」といいます。)	令和元年10月1日から
区分		軽減税率 標準税率
消費税率	6.3%	6.24% 7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の1/7・63)	1.76% (消費税額の22/78) 2.2% (消費税額の22/78)
合 計	8.0%	8.0% 10.0%

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

帳簿(経費)	内容	金額
2019年		
8月	水通光熱費(市)	△,△△△
11月	会議費(市、お茶代)	□,□□□
11月	会議費(市、文具代)	□,□□□
11月	接待交際費(市、お茶代)	□,□□□
2019年合計		△△,△△△

(旧税率対象) 9%対象 軽減税率適用 8%対象 軽減税率適用 10%対象

消費税率確定申告書を作成する際、旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります!

消費税率申告書 付表 2-2(令和元年9月30日までの取引分)

課税仕入れに係る支払対価の額	...	6.3%分	旧税率分小計
----------------	-----	-------	--------

消費税率申告書 付表 2-1(令和元年10月1日からの取引分)

課税仕入れに係る支払対価の額	6.24%分	7.8%分	合計
	■ ■ ■ ■ ■	● ● ● ● ●	△ △ △ △ △

(注) 1 帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

消費税確定申告書付表の作成

決算書類(青色申告決算書等)に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、決算書類からは消費税確定申告書の作成ができません。このため、課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載している「課税取引金額計算表(事業所得用)」(以下「計算表」といいます。)等の様式を用いて整理しておくとう便利です。(注)個人事業者の方については、この計算表のほか、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載していますので、ご利用ください。なお、「課税取引金額計算表(事業所得用)」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。

中小事業者の税額計算の特例

令和元年10月1日(軽減税率制度実施後)から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者(注)については、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。計算の特例の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。(注)中小事業者とは、基準期間(法人:前々事業年度、個人:前々年)における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

免税事業者の方へ

免税事業者の方は、消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が消費税申告で仕入税額控除を行うために、区分記載請求書等を交付するなどの対応が必要になる場合があります。

労働保険事務組合からのお知らせ

特別加入の任意脱退及び
給付日額変更について

【締切日】令和2年3月13日(金)まで

特別加入の任意脱退及び給付基礎日額変更手続きは、前年度中に事前の申請が可能であり、平成26年10月1日より事前申請期間が延長されています。

つきましては、令和2年3月31日において任意脱退及び給付基礎日額の変更を希望する特別加入者(社長、代表者、役員等)は、必ず令和2年3月31日付の承認(羽曳野労働基準監督署への届出)が必要となります。

なお、任意脱退の場合は、承認日の属する月まで保険料が必要となります。



ご注意

上記の届出を行う場合は、上記日付までに必ず松原商工会議所へご連絡ください。

ご連絡の無い場合には「変更無し」とみなしますので、ご了承ください。
なお、異動等があった場合には早急にご連絡下さい。

お問い合わせ | 松原商工会議所 TEL.072-331-0291 (担当:端山・大坪)

開催のお知らせ

【事業に係る】
専門相談のご案内

相談は、
事前予約制です

専門相談では、事業所が抱えている心配事や問題に対し、専門家に解決策を提案して頂けます。相談は無料で秘密は厳守します。

	日 時	場 所	相 談 員	相談内容
金融相談	2月13日(木) (午後1時30分～3時30分)	松原商工会議所	株日本政策金融公庫 国民生活事業融資担当者	仕入資金、手形、買掛金決済資金、費与資金をはじめ店舗工場の改装など事業資金に関する相談
特急相談	随時 お問い合わせください	松原商工会議所	弁護士・税理士・専門相談員	金融・税務・法律・労務に関わらず、中小企業・小規模事業者の抱える突発的な諸問題を総合的にサポート

価格改定のお知らせ

松原商工会議所では、消費税10%への増税等に伴い、次のように価格を改定いたします。ご理解の程宜しくお願い致します。

【価格改定日】令和2年4月1日(水)より

	改定後価格
①原産地証明手数料	会員 価格 【1 件】600円(税別) 【登録料】1,500円(税別) 非会員価格 【1 件】1,500円(税別) 【登録料】3,000円(税別)
②収支日計式簡易帳簿(一般用)	1冊:940円(税別)

開催のお知らせ

外国人雇用活用セミナー

日 時 令和2年3月9日(月) 13:00～16:00
場 所 松原商工会議所 2階会議室
参加費 【会員】無料 【非会員】1,000円
内 容



第一部 13:00～14:00

- ①外国人技能実習制度の概要・受け入れについて
- ②活用事例(工場内作業、介護スタッフ等)

第二部 14:00～16:00

- ①外国人雇用を活用している企業の見学会(事前予約制)
- ※原則、当所の車両での移動になります。

講 師 IST協同組合 理事:中川 佳映 氏

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

お問い合わせ | 松原商工会議所 TEL.072-331-0291

第17期 松原商工会議所会頭就任記念
会員親睦ゴルフ大会

参加者
募集中

開催日 令和2年3月18日(水)
場 所 島ヶ原カントリークラブ 西コース
参加資格 1事業所につき4名まで
参加費 1名につき7,000円(参加賞含む)
競技方法 18ホールストロークプレー(Wペリア方式) 6インチブレース



お問い合わせ | 松原商工会議所 TEL.072-331-0291

お知らせ

2019年度「大阪東部地区の賃金白書」を
発刊しました

大阪東部地区の6商工会議所(北大阪、守口門真、大東、東大阪、八尾、松原)では毎年、合同で賃金調査を行い、「大阪東部地区の賃金白書」として発刊しております。この調査は、大阪東部地区事業所の給与水準及びその構造等を調査、動向を分析し、地域事業所の賃金管理に役立つ資料として提供することを目的としています。2019年度の調査結果概要は次の通りです。(対象:3,967社、回答:810社、回答率:20.4%)

賃上げ実施割合	2019年度の賃上げ実施については、70.1%が実施し、その割合は前年(70.2%)に比べ微減した。据え置いたとする割合は29.2%(前年29.3%)、一方、賃下げを実施した事業所の割合は0.7%(前年0.5%)であった。業種別の賃上げ実施割合をみると、製造業は76.7%(前年76.2%)、非製造業は60.4%(前年61.2%)と製造業の方が高い割合を示している。
平均給与の動向	全業種で見た1カ月当たりの平均給与は、給与総額355,829円(平均年齢43.8歳、勤続年数12.4年)と前年より1.7%の上昇となった。

「大阪東部地区の賃金白書」販売場所 松原商工会議所 2階 事務局
販売について 販売価格 【会員】1,500円 【非会員】2,000円

カッコ良くて働きやすい作業服・ユニフォーム
Work Life Tomita

快適さをプロデュースする!
富田被服株式会社

Tel.072-331-0210 Fax.(072)336-5021
〒580-0032 松原市天美東6-12-25 http://www.tomita-hifuku.com

ご相談・申請・手続は是非お任せください!!
助成金 **ひとと会社** を育てましょう。

税理士法人 Real&Cloud 社会保険労務士法人 Real&Cloud
弁護士 法人 英明法律事務所
[代表] 福田大輔 弁護士(大阪府弁護士会) 税理士(大阪府税理士会)
社会保険労務士(大阪府社会保険労務士会)
☎06-6625-6033 [弁護士法人]
〒545-6032 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス32階

頼れる身近な弁護士
弁護士 **辻野和一**
大阪弁護士会所属 松原市在住
ひとりで悩んでいませんか?

相 続 遺 言
交通事故 借金問題
離 婚 労 災
高齢者財産管理 借地借家
不動産関係 その他民事一般
刑事弁護 少年事件

通常1時間5,400円 初回相談料無料
※サラ金・負債整理・過払いの方は相談料無料です。
辻野和一法律事務所
〒580-0041 大阪市北区天神橋1-4-7-202号
TEL.06-6357-8558 FAX.06-6357-8557
ホームページ: http://lawyer-tanaka.com/
[弁護士 辻野] [検索]

選べるデサービス 社会福祉法人 聖徳会

デサービスセンター 田 坐
リハビリ機器設置
田井城 1-177-1
☎ 072-332-8067

デサービスセンター うえだ
多様なプログラム
上田 8-11-11
☎ 072-339-1661

まつばら駅前
デサービスセンター おおぞら
保育園と交流
上田 4-3-32
☎ 072-338-0288

まつばらデサービスセンター
レニューの家
認知症対応型
上田 4-3-32
☎ 072-289-7165

総案内・相談
☎ 072-331-4164

印刷&WEB
各種カラー印刷・ホームページ、ぜひご相談ください。
お問い合わせ
072-331-0015
SINCE 1989 **株式会社 エム企画** 代表 岸田充三郎
www.emu-k.com/
本社・営業:松原市天美東8丁目11-18 企画室:大阪府堺市北区北花田町3丁32-9

Enjoy & Challenge
with Dramatic-play

島ヶ原カントリークラブ
http://scc36.com

〒519-1711 三重県伊賀市島ヶ原 8300 TEL.0595-59-3111(代表) FAX.0595-59-2859

MARUSUE
〒580-0013 松原市丹南 3丁目2番15号 TEL.072-333-2200

MITAKA 地球の美しい環境を
未来に残したい。

産業廃棄物処理 株式会社 **三高産業**
TEL.072-330-6006 FAX.072-335-0875
〒580-0032 松原市天美東2丁目84の6
http://www.mitakasangyo.co.jp

足や腰の痛み、
靴でお困りの方に!!
腰痛 膝痛 〇脚
巻き爪 外反母趾

足や腰の痛みの原因は、足のアーチが
崩れていることがほとんど!!
BENESUの健康靴はフットソール
一体型健康靴です。
革靴、運動靴だけでなく、
ナースシューズや介護靴、登山靴も
ご利用いただけます。

どこに行っても改善しなかった方に、
足反区療法(足つぼ)も行っております。

BENESU
BENESU大阪松原店
〒580-0004 松原市西野々1丁目10-2-104
TEL/FAX 072-338-1220

松原商工会議所協賛「松原まちおこし集団コンサルティング」総括指導員
procanこと池田が、御社に「儲けるISO」の導入及び実践のお手伝いをします!!

有限会社 池田経営
Ikeda Management
本 社 〒580-0043 大阪府松原市阿保2丁目66番地の14
TEL 072-360-4728 FAX 072-360-4729
Home Page URL : http://www.ikedakeiei.co.jp/
E-mail address : procan@ikedakeiei.co.jp

朝活 モーニングセミナー
・毎週土曜日 AM6:30～7:30
・「池内中公民館」にて開催
・参加無料!! どなたでも参加出来ます。

倫理法人会とは? 松原市に誕生して19年!!
・全国702か所で開催
・全国会員数 約67000社
・大阪府内 約25ヶ所で開催
・大阪府内会員数 約3000社

企業 社員 売上 顧客
経営 教育 向上 拡大
・・・・など、経営者の様々な悩みを解決する
ヒントがつかめる勉強会です

・会長 石島広文
・代表 池田 誠
TEL.072-335-6249
松原市倫理法人会